



基 発 第 0 8 2 3 0 0 4 号
平 成 1 8 年 8 月 2 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を
改正する省令の周知について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第257号。以下「改正政令」という。)及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第147号。以下「改正石綿則」という。)が平成18年8月2日に公布され、同年9月1日より施行されることとなった。その内容については、平成18年8月11日付け基発第0811002号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」により指示したところであるが、関係事業者団体に別添のとおり周知しているので、関係事業者等に対する改正政令及び改正石綿則の周知に遺漏なきを期されたい。

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長

石綿の全面禁止等に係る労働安全衛生法施行令等の改正について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿については、平成7年4月に石綿のうち特に有害性の高いアモサイト及びクロシドライトの製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止され、また、平成16年10月に石綿を含有する建材、ブレーキ材等の摩擦材及び接着剤の製造等が禁止されたところです。

その後も、石綿含有製品の代替化の状況を踏まえつつ、全面禁止について検討を進めておりましたが、平成17年に石綿による健康障害が社会問題化したところであり、「石綿製品の全面禁止に向けた石綿代替化等検討会」における検討の結果を踏まえ、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「政令」という。）の改正を行い、国民の安全確保上の観点等から代替が困難な一部の製品等を除き、石綿等の製造等を全面禁止することといたしました。

また、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）については、平成17年7月1日から施行されていますが、その施行後に明らかとなった作業の実態に係る知見を踏まえ改正を行い、吹き付けられた石綿等の封じ込め、囲い込みの作業等における石綿ばく露防止対策の充実等を図ることとしました。

つきましては、本改正の主な内容は下記のとおりでありますので、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する通知、広報誌等への掲載、会員事業場等の取組みの把握、協力支援等により、本改正内容の周知徹底に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正政省令の内容、パンフレット等については、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>）に掲載しております。

記

1 政令関係

（1）平成18年9月1日以降、別添に掲げる物を除き、石綿を含有するすべての物の製造、

輸入、譲渡、提供又は使用（以下「製造等」という。）を禁止すること。

また、平成18年9月1日前に製造され、又は輸入された建材、シール材等のいわゆる在庫品についても譲渡（販売）することはできず、また、使用することもできないこと。

なお、同日において現に使用されている物について、同日以後引き続き使用されている間は、製造等の禁止の規定は適用されないが、これを改修等により新たな物に交換する場合には、石綿を含有しない代替物とする必要があること。

- (2) 規制の対象となる「石綿を含有する製剤その他の物」について、石綿をその重量の「1%を超えて含有するもの」から「0.1%を超えて含有するもの」としたこと。

2 石綿則関係

- (1) 吹き付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る措置

吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合における当該石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を石綿則第3条の事前調査等の対象としたこと。

- (2) 石綿等が吹き付けられた建築物等における臨時の業務に係る措置

現行では、労働者を就業させる建築物等の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合には、石綿則第10条第1項の規定に基づき、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないとされているところであるが、労働者を臨時に就業させる場合には、当該労働者に呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければならないものとしたこと。また、労働者は、当該保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならないものとしたこと。

- (3) 器具、工具、足場等の持出し禁止

現行では、石綿等を取り扱う作業に使用する保護具等については、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならないとされているところであるが、これと同様、器具、工具、足場等についても、付着した物を除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはならないものとしたこと。

ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りではないものとしたこと。

- (4) 記録の保存期間の延長

現行では、作業の記録及び健康診断の結果の記録について、記録した時点から30年間保存することとされているところであるが、石綿による中皮腫等の疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、当該労働者が常時石綿等を取り扱う作業に従事しないこととなった日から40年間保存するものとする。また、作業環境測定の結果及びその評価の記録についても、40年間保存するものとしたこと。

3 施行日

上記1及び2ともに平成18年9月1日から施行することとしたこと。

製造等禁止が猶予される製品（ポジティブリスト）

	製品名	用途・条件
1	ジョイントシートガスケット	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 100℃以上の温度の流体又は 3MPa 以上の圧力の流体を取り扱う部分に使用されるもの
		ロ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので径 1500 mm 以上の大きさのもの
		ハ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、250℃以上の高炉ガス、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		ニ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設又は非鉄金属製造業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので、450℃以上の硫酸ガス、亜硫酸ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		ホ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
2	うず巻き形ガスケット	国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体又は 300℃以上の温度の腐食性の高い流体（pH2.0 以下又は pH11.5 以上のもの、熔融金属ナトリウム、黄りん又は赤りん）、浸透性の高い流体（塩素ガス、塩化水素ガス、フッ素ガス、フッ化水素ガス又はヨウ素ガス）、酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
3	メタルジャケット形ガスケット	国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 1000℃以上の高炉送風用熱風を取り扱う部分に使用されるもの
4	グランドパッキン	イ 国内の既存の化学工業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 400℃以上の温度の流体又は 300℃以上の温度の酸化性の流体（硝酸、亜硝酸、濃硫酸、クロム酸又はそれぞれの塩）を取り扱う部分に使用されるもの
		ロ 国内の既存の鉄鋼業の用に供する施設の設備の接合部分に使用されるもので 500℃以上の転炉、コークス炉ガスを取り扱う部分に使用されるもの
		ハ 国内において製造される潜水艦に使用されるもの
5	断熱材	国内において製造されるミサイルに使用されるもの
6	原材料	1～5 の製品の原料又は材料として使用されるもの

社団法人アルコール協会
板硝子協会
社団法人インテリア産業協会
財団法人エンジニアリング振興協会
大阪耐熱工業会
押出成形セメント板協会
カーバイド工業会
化成品工業協会
社団法人家庭電気文化会
硝子繊維協会
社団法人火力原子力発電技術協会
社団法人強化プラスチック協会
軽金属製品協会
社団法人建設荷役車両安全技術協会
社団法人コンクリートポール・パイル協会
社団法人色材協会
社団法人自動車技術会
社団法人潤滑油協会
社団法人新金属協会
社団法人水門鉄管協会
石油化学工業協会
石油連盟
社団法人石膏ボード工業会
社団法人セメント協会
セメントファイバーボード工業組合
せんい強化セメント板協会
社団法人全国エルピーガス卸売協会
社団法人全国エルピーガススタンド協会
社団法人全国火薬類保安協会
社団法人全国建築コンクリートブロック工業会
社団法人全国自動車部品商団体連合会
社団法人全国石油協会
社団法人全国中小貿易業連盟
社団法人全国鐵構工業協会
社団法人全国土木コンクリートブロック協会
社団法人全国木工機械工業会
全国鍍金工業組合連合会
社団法人全日本ネオン協会
社団法人全日本マリンサプライヤーズ協会
全日本紙製品工業組合

社団法人送電線建設技術研究会
社団法人ソーラーシステム振興協会
耐火物協会
ダイヤモンド工業協会
社団法人電気協同研究会
電気事業連合会
社団法人電気設備学会
社団法人電気通信協会
社団法人電子情報技術産業協会
社団法人電池工業会
天然ガス鉱業会
社団法人電力土木技術協会
社団法人電炉業構造改善促進協会
社団法人トロン協会
社団法人日本電気技術者協会
社団法人日本電気協会
社団法人日本電気計測器工業会
社団法人日本電気制御機器工業会
社団法人日本アスファルト合材協会
社団法人日本アスファルト乳剤協会
社団法人日本アミューズメントマシン工業協会
社団法人日本アルミニウム協会
社団法人日本アルミニウム合金協会
社団法人日本石綿協会
社団法人日本鋳物工業会
日本医用機器工業会
社団法人日本衣料縫製品協会
社団法人日本印刷産業機械工業会
社団法人日本エアゾール協会
日本 LP ガス協会
社団法人日本エルピーガスプラント協会
社団法人日本エルピーガス連合会
社団法人日本煙火協会
社団法人日本オーディオ協会
社団法人日本オプトメカトロニクス協会
社団法人日本音響材料協会
社団法人日本化学工業協会
社団法人日本化学工業品輸入協会
社団法人日本ガス協会
社団法人日本画像医療システム工業会

社団法人日本金型工業会
日本火薬工業会
社団法人日本火薬銃砲商組合連合会
社団法人日本簡易ガス協会
社団法人日本機械工業連合会
社団法人日本機械設計工業会
社団法人日本鍛圧機械工業会
社団法人日本絹業協会
社団法人日本絹人繊維物工業会
社団法人日本記録メディア工業会
社団法人日本金属プレス工業協会
社団法人日本金属屋根協会
社団法人日本クレーン協会
社団法人日本計量機器工業連合会
社団法人日本建材産業協会
社団法人日本建設機械化協会
社団法人日本建設機械工業会
社団法人日本建築材料協会
社団法人日本建築板金協会
日本高圧ガス容器バルブ工業会
日本鋳業協会
社団法人日本工業炉協会
社団法人日本航空宇宙工業会
日本工具工業会
社団法人日本工作機械工業会
社団法人日本工作機器工業会
社団法人日本合成樹脂技術協会
日本小型工作機械工業会
社団法人日本粉体工業技術協会
社団法人日本砕石協会
社団法人日本サッシ協会
日本産業ガス協会
社団法人日本産業機械工業会
社団法人日本産業車両協会
日本齒科技工士会
社団法人日本自動車機械器具工業会
社団法人日本自動車機械工具協会
社団法人日本自動車工業会
社団法人日本自動車車体工業会
社団法人日本自動車タイヤ協会

社団法人日本自動車部品工業会
社団法人日本砂利協会
社団法人日本中小型造船工業会
日本酒造組合中央会
社団法人日本照明器具工業会
社団法人日本食品機械工業会
日本製缶協会
日本製紙連合会
社団法人日本セラミックス協会
社団法人日本繊維機械協会
社団法人日本造船工業会
日本ソーダ工業会
社団法人日本ダイカスト協会
社団法人日本大ダム会議
社団法人日本鍛造協会
社団法人日本タンナーズ協会
社団法人日本チタン協会
社団法人日本中小企業技術振興協会
社団法人日本中小企業団体連盟
社団法人日本鉄鋼連盟
社団法人日本鉄塔協会
社団法人日本鉄リサイクル工業会
社団法人日本電化協会
社団法人日本電機工業会
社団法人日本電球工業会
社団法人日本電力ケーブル接続技術協会
社団法人日本電力建設業協会
社団法人日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会
社団法人日本銅センター
社団法人日本動力協会
社団法人日本塗料協会
社団法人日本塗料工業会
日本内燃機関連合会
社団法人日本内燃力発電設備協会
社団法人日本荷主協会
社団法人日本ねじ工業協会
社団法人日本農業機械工業会
社団法人日本配線器具工業会
社団法人日本配電盤工業会
社団法人日本舶用工業会

社団法人日本歯車工業会
社団法人日本ばね工業会
社団法人日本パレット協会
社団法人日本半導体製造装置協会
社団法人日本半導体ベンチャー協会
社団法人日本皮革産業連合会
社団法人日本非鉄金属鋳物協会
社団法人日本非破壊検査工業会
社団法人日本表面処理機材工業会
社団法人日本フェルト協会
社団法人日本プラント協会
社団法人日本プラントメンテナンス協会
社団法人日本プリント回路工業会
社団法人日本フルードパワー工業会
社団法人日本分析機器工業会
社団法人日本ベアリング工業会
社団法人日本ベッ甲協会
社団法人日本保安用品協会
社団法人日本ボイラ協会
社団法人日本防衛装備工業会
社団法人日本貿易会
社団法人日本芳香族工業会
社団法人日本包装機械工業会
社団法人日本ホームヘルス機器工業会
日本無機薬品協会
社団法人日本綿花協会
社団法人日本木材保存協会
日本窯業外装材協会
社団法人日本溶接容器工業会
社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会
社団法人日本陸用内燃機関協会
社団法人日本猟用資材工業会
社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
社団法人日本ロボット工業会
社団法人日本綿業倶楽部
社団法人農業電化協会
社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
社団法人プラスチック処理促進協会
社団法人プレハブ建築協会
社団法人有機合成化学協会

日本製薬団体連合会
日本石鹼洗剤工業会
日本歯磨工業会
日本ヘアーカラー工業会
日本パーマネントウェーブ液体工業組合
日本浴用剤工業会
日本家庭用殺虫剤工業会
日本防疫殺虫剤協会
日本化粧品工業連合会
日本輸入化粧品協会
日本医療機器産業連合会
欧州ビジネス協会協議会医療機器委員会
在日米国商工会議所医療機器・IVD 小委員会
日本医用レーザ協会
日本臨床検査薬協会
日本医薬品添加剤協会
日本石鹼洗剤工業組合
日本エアゾールヘアロッカー工業組合
(財)日本小型貫流ボイラ協会
全国土壤改良資材協議会
日本バーミキュライト工業会
トラクター懇話会
モノレール工業協会
(社)林業機械化協会
農薬工業会
協同組合日本製パン製菓機械工業会
社団法人建築業協会
社団法人日本土木工業協会
社団法人日本建設業団体連合会
社団法人全国建設業協会
社団法人全国解体工事業団体連合会
社団法人仮設工業会
全国仮設安全事業協同組合
社団法人日本ビルディング協会連合会
社団法人エレベータ協会
全日本電気工事業工業組合連合会
社団法人日本電設工業協会
社団法人全国ビルメンテナンス協会
社団法人ボイラ・クレーン安全協会
建設業労働災害防止協会

社団法人全国建設機械器具リース業協会
社団法人軽仮設リース業協会
社団法人住宅生産団体連合会
中央労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
鉱業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会
（財）安全衛生技術試験協会
（財）産業医学振興財団
（社）産業安全技術協会
（社）日本作業環境測定協会
（社）全国労働衛生団体連合会
（社）日本労働安全衛生コンサルタント会
全国社会保険労務士会連合会
（独）労働者健康福祉機構
（社）日本化学物質安全・情報センター
（社）全国労働基準関係団体連合会
全国石綿スレート協同組合連合会
（社）全国中小建築工事業団体連合会
（社）日本建築士会連合会
（社）日本鉄道建設業協会
（社）日本舟艇工業会
（財）建設業振興基金
（社）建設産業専門団体連合会
（社）全国中小建設業協会
（社）日本道路建設業協会
全国建設業協同組合連合会
住宅リフォーム推進協議会
（社）日本空調衛生工事業協会
（社）不動産協会
（社）全日本不動産協会
（社）日本建築士事務所協会連合会
（社）日本建築家協会
（社）全日本建築士会
（社）全日本トラック協会
（社）日本倉庫協会
（社）日本民営鉄道協会
普通鋼電炉工業会
日本鋳鍛鋼会

（社）日本ボイラ整備据付協会
関西化学工業協会
（社）日本化学会
（社）全国産業廃棄物連合会
ロックウール工業会
（社）日本左官業組合連合会
（社）日本鳶工業連合会
日本建築仕上学会
日本建築仕上材工業会
社団法人自転車協会
日本チェーンストア協会
日本接着剤工業会
全国興行生活衛生同業組合連合会
社団法人日本ボウリング場協会
社団法人日本塗装工業会
全国タルク協議会